

# 海藻おしば協会会則

2003年7月1日 制定

2022年10月1日 改訂

2024年8月21日 改訂

2024年12月17日 一部改訂

## ( 前 文 )

本協会は、多様な色彩に富む海藻を用いた芸術的な海藻おしば作成を通して、海藻と海藻が暮らす海の環境を理解し、海を汚さないようにという心を育てようとする「海藻おしば協会」(2003年7月1日設立)の創始者である筑波大学下田臨海センター教授であった横濱康継氏とグラフィックデザイナー野田三千代氏の意味を継承し、魅力的で親しみやすい海藻おしばづくりの実践と普及活動を継続することによって、海の環境保全を訴えと共に地球環境の歴史を知り、オゾン層破壊や地球温暖化などを本質的に理解するための啓発活動を実践しようとするものである。

## 名称・事務所

第1条 本協会は「海藻おしば協会」と称し、事務所を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

## 目的・活動

第2条 本協会は、海の生物多様性と環境の保全に努めるとともに、地球環境の歴史を知り、オゾン層の破壊や地球温暖化を理解するための啓発活動を行うことを目的とする。

第3条 本協会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 海藻おしば研修会の開催、② 海藻おしば教室の開催、③ 海藻万華鏡教室の開催、④ その他

第4条 本協会は、前条の活動のほか、その目的を達成するため指導員の育成を行う。

## 会員・会費

第5条 本協会は、その目的に賛同して入会する個人あるいは団体を会員とする。

第6条 会員の種類は①正会員、②団体会員(賛助会員)、③ジュニア会員とする。

第7条 会員は次に示す会費を納入するものとする。

正会員 入会金 1,000 円、年会費 2,000 円

団体会員 入会金 50,000 円、年会費 50,000 円

ジュニア会員 年齢 17 歳以下で、会費を要しない

第8条 会員は、本協会が主催する行事に優先的に参加することが出来る。

第9条 会員は、本協会の活動に関する諸情報の提供を受けることが出来る。

第 10 条 会員は、指導者養成講座に参加した上で資格審査を受け、実技指導員または認定講師の資格を得ることが出来る。資格審査の詳細は別途定める。

第 11 条 会員資格の有効期間は原則として 1 年間とし、年会費の納入をもって継続するものとする。

第 12 条 会員はやむを得ない事情により 1 年以上協会活動ができない場合は、事務局に申し出ることにより休会することが出来、この期間の会費は免除される。

第 13 条 会員が退会を希望する場合には、その旨速やかに事務局に申し出るものとする。この場合、すでに納入した入会金・年会費等は返却しないものとする。

第 14 条 会員が本協会の会則や規則に違反した場合、あるいは本協会の名誉を棄損したり運営を妨害したりして本協会に損害を与えたと認められる場合には、理事会の議を経て除名することが出来る。

### 役員

第 15 条 本協会に次の役員を置く。

- ① 会長 1 名、② 副会長 1 名、③ 事務局長 1 名、④ 副事務局長 2 名、
- ⑤ 理事 5～10 名、⑥ 監事 2 名

第 16 条 前条の役員は理事会で選定する。

第 17 条 会長は本協会を代表し、本協会の会務を統べる。

第 18 条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時その代理を務める。

第 19 条 事務局長は本協会の事務を統括する。副事務局長は事務局長を補佐する。

第 20 条 理事は理事会を構成し、本協会の活動の立案ならびに運営に当たる。

第 21 条 監事は本協会の業務と会計を監査する。

第 22 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

### 理事会

第 23 条 理事会は会長、副会長、事務局長、副事務局長、理事で構成し、本協会の運営に当たる。

第 24 条 理事会は毎年度 1 回（4 月）開催する定期理事会と、必要に応じて開催する臨時理事会とする。

第 25 条 理事会は会長が招集し、議長を務める。

第 26 条 理事会は構成現在員の過半数の出席を必要とし、議決には出席構成員の過半数の同意を得なければならない。

### 会計

第 27 条 本協会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 28 条 本協会の会員に対する毎年度の収支決算報告は 5 月末日までに行うものとする。

#### その他

第 29 条 本協会の活動の充実を図るため支部を置くことが出来る。支部の設置は理事会で決定する。

第 30 条 本協会の運営に資するため顧問を置くことが出来る。顧問の委嘱については理事会で決定する。

第 31 条 本協会に理事会の決議に基づき名誉会長を置くことが出来る。

#### 改 廃

第 32 条 本会則は理事会の議を経て改廃することが出来る。その議決には出席構成員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

#### 付 則

本会則は 2024 年 8 月 21 日から施行する。

#### 海藻おしば協会 役員

2024.8.21.~2027.3.31.

会 長： 有 賀 祐 勝

副 会 長： 田 中 次 郎

事務局長： 高 山 優 美

副事務局長： 河 原 美也子 ・ 蓑 島 恵 利

理 事： 高 山 優 美

理 事； 河 原 美也子

理 事： 蓑 島 恵 利

理 事： 永 島 美 保 (会計)

理 事： 小 張 紀 子 (会計)

理 事： 矢 作 裕 子

理 事： 川 口 照 恵

理 事： 前 田 ゆきみ

監 事： 白 井 洋 子

監 事： 矢 部 晶

## 海藻おしば協会 支部に関する規約

2024年12月16日 制定

1. 本協会に次の支部を置く。  
東京支部、神奈川支部、静岡支部、北陸支部、関西支部。
2. 支部には責任者として支部長を置く。支部長には認定講師を充てる。
3. 支部は本協会の目的に定める活動を独自に実施することができる。
4. 支部の活動は支部長が責任をもって行う。
5. 支部の活動はその都度本部（事務局長あて）に報告するものとする。
6. 本協会（本部）は支部の活動を支援することができる。
7. 本規約は理事会の議を経て変更することができる。
8. 本規約は2024年12月17日から施行する。

## 海藻おしば協会 認定講師と実技指導員に関する規約

2024年12月16日 制定

1. 本協会は「海藻おしば教室」または「海藻万華鏡教室」を担当することができる指導員を認定する。
2. 指導員は(1)「実技指導員」および(2)「認定講師」とする。
3. 本協会会員は指導者養成講座（座学）並びに同（実技※）をそれぞれ1回以上受講し、「海藻おしば教室」サポートを2回以上と「海藻万華鏡教室」サポートを1回以上経験した上で、資格審査を受けることができる。（※実技は漂着海藻拾い～処理～作成・完成までを含む。）
4. 実技指導員は「海藻おしば教室」あるいは「海藻万華鏡教室」で実技指導ならびにサポートを行うことができる。その認定を希望する者は、おしばアート作品（A3サイズ、A4サイズ、はがきサイズ各複数枚）と地球環境保全に関する作文（1000～1500字程度）を提出して審査を受ける。
5. 認定講師は「海藻おしば教室」あるいは「海藻万華鏡教室」の講師を担当することができる。その認定を希望する者は、講義の演習と3回以上の実技指導を経験した上で、海藻おしばアート作品（A3サイズ、A4サイズ、はがきサイズ各複数枚）と地球環境保全に関する作文（1000～1500字程度）を提出して資格審査を受ける。すでに実技指導員の資格を有する者はアート作品と作文の提出を省くことができる。
6. 実技指導員または認定講師の認定は認定委員会で行う。認定委員会は会長または副会長、事務局長または副事務局長、理事3名（計5名）で構成する。
7. 本規約は理事会の議を経て変更することができる。
8. 本規約は2024年12月17日から施行する。